

秘密指定された国家安全保障情報に関する米国の主な監督機関

情報保全監督局 (ISOO)

省庁間上訴委員会 (ISCAP)

設置経緯

1978年に大統領令第12065号により設立*

(*いずれも、現在の設置根拠は、2010年の秘密指定された国家安全保障情報に関する大統領令第13526号)

1995年に大統領令第12958号により設立*

性質

国立公文書館 (NARA) の一部門

大統領の附属機関

職員メンバー

- 局長は、公文書館長が指名し、大統領の承認が必要 (現在の局長はCIA出身)
- 職員は28人 (ISCAP事務局担当者6人等を含む)
* 全員が最高機密まで見ることのできる適性評価をクリア

- 国務省、国防省、司法省、国務省、国立公文書館、国家情報長官室、国家安全保障問題担当大統領補佐官から任命された幹部レベルの代表者。中央情報局(CIA)は案件により臨時代表が参加(リエゾン会合は事務レベル)
- 議長は、大統領が指名 (現在は国家安全保障会議)

ISCAPの事務局長はISOO局長が務め、ISCAPの事務局はISOO局員 (うち6人) が務める

主な任務

- ※ 国家安全保障問題担当大統領補佐官と協議しつつ実施
- 実施指令 (大統領令の運用細則) を策定
- 大統領令の遵守を確保するため、行政機関の活動を監督
- 行政機関の実施規則を審査
- 行政機関の秘密指定等に関する監査
* ISOOへのアクセスを認めたい場合は、国家安全保障問題担当大統領補佐官を通じて大統領の判断を求める
- 大統領への年次報告を作成

- ※ 行政機関の長は、ISCAPの裁決に異議があるときは、国家安全保障問題担当大統領補佐官を通じて大統領に上訴
- 秘密情報を正当に保有する者による秘密指定に係る異議申立ての上訴について裁決
- 自動秘密指定解除に係る行政機関の適用免除*について審査
* 行政機関は、25年、50年、75年の自動秘密指定解除に係る適用免除につき秘密指定解除ガイドに記載しISCAPの承認を得る
- 強制的秘密指定解除審査請求*に係る上訴について裁決 * 秘密指定期間満了前の国民からの解除請求

運用状況等

- 行政機関をとりまとめ、年次報告で公表
* 秘密指定・解除の件数等を公表
【自動秘密解除】行政機関は、約5250万ページを審査し、約2580万ページを解除 (2013年度)
【強制的秘密指定解除審査】行政機関は、約112万ページを審査し、約109万ページを解除 (部分解除を含む) (2013年度)
* 政府の秘密保全に係る経費を試算(約116億ドル(2013年度))

- 秘密指定に係る異議申立ての上訴
* ISCAPとして2件を受理し裁決 (2013年度)
- 自動秘密指定解除に係る行政機関の適用免除
* 25年の自動秘密指定解除に係る適用免除: 23省庁
* 50年の自動秘密指定解除に係る適用免除: 18省庁
* 75年の自動秘密指定解除に係る適用免除: 3省庁
- 強制的秘密指定解除審査請求に係る上訴
* 151文書/46件の上訴につきISCAPとして裁決
→55文書 (37%) を全部解除、76文書 (50%) を部分解除 (2013年度)

(米) 情報保全監督局概要

(ISOO: Information Security Oversight Office)

秘密指定された国家安全保障情報に関する大統領令第13526号(仮訳・抄)

5.2 情報保全監督局

- (a) 情報保全監督局は、国立公文書館の中に設置される。情報保全監督局長の任命に当たっては、公文書館長が指名し、大統領の承認を得なければならない。
- (b) 情報保全監督局長は、公文書館長の指揮の下、国家安全保障問題担当大統領補佐官と協議した上で、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 本命令の実施指令を策定すること。

(2) 本命令とその実施指令の遵守を確保するため、行政機関の活動を監督すること。

(3) 行政機関による実施規則が公布される前に、これらが、本命令及び本命令5.1条(a)に基づき公布された指令に従ったものであるか否かにつき、審査・承認すること。

(注: 本命令5.1条(a)は、情報保全監督局が本命令に基づき定める実施指令について規定している。)

(4) 本命令に基づく各行政機関のプログラムについて各行政機関に立入検査を行う権限を有し、また各行政機関に対し、必要な報告、情報その他責任を全うするために必要となる協力を求めること。

ただし、特定の類型の秘密情報へのアクセスを(同局長に)認められた場合に、国家安全保障に関する例外的な危険を及ぼすおそれがあるときは、影響を受ける行政機関の長又は上級幹部職員は、(同局長から)当該アクセスに関する求めがあった日から60日以内に、そのアクセスを拒否することを勧める書面を、国家安全保障問題担当大統領補佐官を通じて大統領に提出するものとする。(当該書面に対する大統領による)回答があるまで、(同局長による当該秘密情報への)アクセスは認められない。

(5) 原秘密指定権を持たない行政機関やその職員から提出された原秘密指定権の付与に関する請求を審査し、当該請求が適切であると判断される場合には、国家安全保障問題担当大統領補佐官を通じて、当該請求に対する大統領による承認を勧めること。

(6) 政府内外からの本命令に基づき設けられたプログラムに関する苦情や提案を検討し、これに対処すること。

(7) 本命令に基づき設けられたプログラムの実施の促進に資する書式や手続の基準を、関係行政機関と協議した上で定めること。

(8) 大統領に、少なくとも年に1回、本命令の実施状況について報告すること。

(9) 本命令に基づき設けられたプログラムに関する事項を協議するために省庁間会議を招集し、その議長を務めること。

秘密指定された国家安全保障情報に関する大統領令第13526号(仮訳・抄)

5.3 省庁間上訴委員会

(a) 設置と運営

(1) 委員会は、国務省、国防省、司法省、国立公文書館、国家情報官室及び国家安全保障問題担当大統領補佐官から同委員会の構成員として任命された幹部レベルの代表者により構成され、これら構成員の中から大統領が議長を指名する。

(2)・(3) (略)

(4) 本委員会の事務局長は、情報保全監督局長が務める。情報保全監督局の局員が、本委員会の事務局を運営し、業務上の補佐を行う。

(5)~(7) (略)

(b) 機能

本委員会は、次に掲げる機能を担う。

(1) 本命令1.8条に規定する秘密指定に係る異議申立てを行った者による上訴について裁決すること。

(注: 本命令1.8条は、秘密情報を正当に保有する者が、秘密指定が不適切であると認めた場合の異議申立てについて規定している。)

(2) 本命令3.3条に規定する自動秘密指定解除に係る行政機関の適用免除についてその認容、棄却、又は変更を行うこと。

(注: 本命令3.3条は、25年、50年、75年の自動秘密指定解除に係る行政機関の適用免除について規定している。)

(3) 本命令3.5条に規定する強制的秘密指定解除審査請求を行った者又は機関による上訴について裁決すること。

(注: 本命令3.5条は、個人が各行政機関に対し、秘密指定の解除について審査請求できる旨規定している。)

(4) 本命令1.8条又は3.5条に基づく上訴に関する(本委員会の)裁決を、上級幹部職員及び国民に適切に通知・公表すること。

(c) 規則と手続

本委員会の規則及び手続においては、本委員会による裁決の対象を以下の要件を満たすものに限定する旨の規定を設けなければならない。

(1) 請求人が、権限を有する行政機関における行政救済手続を尽くしていること。

(2) 連邦裁判所において、当該争点に関する係争中の訴訟がないこと。

(3) 当該情報が、連邦裁判所又は本委員会において、過去2年以内に審査の対象となっていないこと。

(d) 行政機関の長は、本委員会が適時に、十分な情報を得てその機能を果たすことができるように、十分に協力する義務を負う。(略)

(e) (略) 本委員会の裁決は、本委員会の裁量による。ただし、大統領により変更される場合は、この限りでない。

(f) 行政機関の長は、本委員会の裁決について、国家安全保障問題担当大統領補佐官を通じて大統領に対して上訴することができる。この場合において、当該裁決に係る情報は、上訴に係る決定がなされるまで秘密指定が継続されるものとする。